

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

(第三種郵便物認可) 第1号 (号外)

鳥取県公報

1 昭和49年1月11日 金曜日

目次

◇ 告 示 昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算等
昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算

告 示

鳥取県告示第三十二号

昭和四十八年十二月定例県議会で十二月十七日議決された昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十八年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算は、次のとおりである。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算(1)

昭和48年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,511,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	26,240,349	100,045	26,340,394
		26,240,349	100,045	26,340,394
5 分担金及び 負債	2 負担金	2,026,598	1,556	2,028,154
		1,322,644	1,556	1,324,200
6 使用料及び 手数料		862,338	1,000	863,338

7 国庫支出金	2 手数料	274,982	1,000	275,982
		30,257,742	102,768	30,360,510
1 国庫負担金	1 国庫補助金	9,738,152	△ 358	9,737,794
		20,322,678	96,877	20,419,555
		3 委託金	196,912	6,249
8 財産収入	2 財産売却収入	410,221	8,185	418,406
		341,200	8,185	349,385
10 繰入金	2 基金繰入金	128,576	110,000	238,576
		0	110,000	110,000
12 諸収入	5 受託事業収入	6,747,694	1,536	6,749,230
		543,287	814	544,101
		7 雑収入	305,394	722
13 県債	1 県債	5,244,000	905,000	6,149,000
		5,244,000	905,000	6,149,000
歳入合計		84,281,521	1,230,090	85,511,611

歳出		補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	千円 4,801,959	千円 6,839	千円 4,808,798
		3,327,000	690	3,327,690
		2 企画費	228,500	6,149
3 民生費	1 社会福祉費	5,804,638	62,869	5,867,507
		2,626,167	56,862	2,683,029
4 衛生費	2 児童福祉費	1,857,122	6,007	1,863,129
		3,266,325	12,800	3,279,125
5 労働費	4 医薬費	1,157,212	12,800	1,170,012
		492,657	3,071	495,728
		2 職業訓練費	200,960	873
6 農林水産業費	3 失業対策費	118,540	2,198	120,738
		15,191,039	56,638	15,247,677
		1 農業費	4,298,624	17,208
2 畜産業費	2 畜産業費	861,450	39,127	900,577

7 商工費	3 農地費	6,126,253	200	6,126,453
	5 水産業費	940,100	103	940,203
	7 工業費	5,435,527	7,500	5,443,027
8 土木費	2 工業業費	2,606,323	7,500	2,613,823
	1 土木管理費	116,688	1,546	118,234
	3 河川海岸費	4,918,093	35,606	4,953,699
9 警察費	5 都市計画費	5,576,593	10,560	5,587,153
	6 住宅費	862,305	31,100	893,405
	1 警察管理費	3,409,870	3,960	3,413,830
10 教育費	1 教育総務費	1,102,064	100	1,102,164
	4 高等学校費	5,867,686	77,560	5,945,246
	5 特殊学校費	627,765	910,195	1,537,960
	6 社会教育費	434,290	570	434,860
		18,966,171	988,625	19,954,796
		3,986,193	3,960	3,990,153

7 保健体育費	287,900	200	288,100
11 災害復旧費	1,549,433	8,976	1,558,409
1 農林水産施設災害復旧費	498,057	8,976	507,033
歳出合計	84,281,521	1,230,090	85,511,611

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限度額
治山施設	災害復旧費	昭和48年度から昭和49年度まで		千円 30,882
建設	災害復旧費	昭和48年度から昭和49年度まで		74,213
県立倉吉高等学校整備費		昭和48年度から昭和49年度まで		362,983

2 変更

補正前		補正後	
事項	期間	事項	期間
財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設	昭和48年度から昭和60年度まで	財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設	昭和48年度から昭和60年度まで
中小企業設備貸与事業	昭和48年度から昭和60年度まで	中小企業設備貸与事業	昭和48年度から昭和60年度まで
失補償		失補償	

農業近代化昭和48年度資金利子補給	昭和48年度から昭和68年度まで	融資総額3,000.000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.25/100に相当する金額	農業近代化昭和48年度から昭和68年度まで	融資総額4,000.000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.25/100に相当する金額
		備総額30,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額		備総額80,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率	限度額 千円	起債の方法 利率
営住宅建設事業費	332,000	%	321,000	%
高等学校施設整備費	400,000		450,000	
盲聾学校費	0		866,000	証書借入れ10以内又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものと

計	5,894,000	6,799,000	す。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	すえ置き、及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。
---	-----------	-----------	--	---

昭和48年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和48年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,601,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,601,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	国庫支出金		22,500	7,500	30,000
		1 国庫補助金	22,500	7,500	30,000
2	繰入金		410,000	7,500	417,500
		1 一般会計繰入金	410,000	7,500	417,500
歳入	合計		1,586,088	15,000	1,601,088

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	中小企業近代化資金貸付事業費		1,586,088	15,000	1,601,088
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,586,088	15,000	1,601,088
歳出	合計		1,586,088	-15,000	1,601,088

昭和48年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	21,676
		21,676
2 繰入金	1 一般会計繰入金	10,897
		10,897
歳入	合計	32,573

歳出

款	項	金額 千円
1 畜産経営特別資金助成事業費		32,573
	1 畜産経営特別資金助成事業費	32,573

歳 出	合 計	32,573
-----	-----	--------

第2表 債務負担行為
新 規

事 項	期 間	限 度 額 千円
資産経営特別資金利子補給	昭和48年度から昭和50年度まで	34,770

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算 (2)

昭和48年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,534,993千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 地方交付税		26,340,394	23,382	26,363,776
	1 地方交付税	26,340,394	23,382	26,363,776
歳 入	合 計	85,511,611	23,382	85,534,993

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費	1 議 会 費	268,152	19,024	287,176
		268,152	19,024	287,176
2 総 務 費	1 議 会 費	268,152	19,024	287,176
	1 総務管理費	3,327,690	1,838	3,329,528
	5 選 挙 費	12,258	232	12,490
	8 人事委員会費	44,267	124	44,391
	9 監査委員費	42,824	120	42,944
5 労 働 費	4 労働委員会費	41,568	944	42,512
		41,568	944	42,512
6 農林水産業費	5 水産業費	940,203	468	940,671
		940,203	468	940,671
8 土 木 費	1 土木管理費	118,234	144	118,378
		118,234	144	118,378
9 警 察 費	1 警察管理費	3,990,153	184	3,990,337
		3,990,153	184	3,990,337
	1 警察管理費	3,413,830	184	3,414,014

10 教育費		19,954,796	304	19,955,100
	1 教育総務費	1,102,164	304	1,102,468
歳出合計		85,511,611	23,382	85,534,993

鳥取県告示第三十三号

昭和四十八年十一月二十一日専決処分した昭和四十八年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十九年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和48年度鳥取県一般会計補正予算

昭和48年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額 千円
鳥取駅前土地区画整理事業における建築物等の移転又除却に伴う損失補償費	昭和48年度から昭和50年度まで		1,214,640